



# 山形県公報

令和8年3月13日(金)  
第687号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……162
- 山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……同

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……163
- 同……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……164
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……165
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(同) ……167
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……168
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……169
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(同) ……170
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……171
- 平成5年3月県告示第336号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(同) ……172
- 平成26年6月県告示第624号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(同) ……173

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集……………174

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則……………175

選挙管理委員会関係

告示

○政治団体の設立……………同  
 ○政治団体の届出事項の異動……………176  
 ○政治団体の解散……………177  
 ○資金管理団体の指定……………178  
 ○資金管理団体でなくなった旨の届出……………同  
 ○資金管理団体の届出事項の異動……………179

公告

○一般競争入札の公告……………（企業局）…同  
 ○特定調達契約に係る落札者の公告……………（中央病院）…181

正誤

規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第14号から第16号までを削り、第17号を第14号とし、第18号から第52号までを3号ずつ繰り上げる。

別表第2の備考第3項第3号中「第14項」を「第15項」に改める。

別記様式第2号の13から別記様式第2号の14までを次のように改める。

様式第2号の13及び様式第2号の14 削除

別記様式第4号の2（裏）及び別記様式第4号の3中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の備考第3項第3号、別記様式第4号の2（裏）及び別記様式第4号の3の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の別記様式第4号の2及び別記様式第4号の3の規定による用紙で前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第3条の2を削る。

第4条の見出しを「（指定障害福祉サービス事業等の再開等の届出）」に改め、同条中「法第46条第1項及び第

3項並びに第51条の25第1項の規定による変更の届出は、指定障がい福祉サービス事業者等申請事項変更届（別記様式第2号）により、「」を削る。

別記様式第1号から別記様式第2号までを次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第161号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F	ピース村山 村山市楯岡笛田四丁目4番2号 笛田福祉プラザ	共同生活援助	令和8.2.1

**山形県告示第162号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F	ピース大林 東根市大林二丁目4番40号 大林福祉プラザ	就労継続支援（B型）	10名	令和8.3.1

**山形県告示第163号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ウエルシア薬局米沢中央1丁目店	米沢市中央一丁目2番15号	令和7.5.1
訪問看護ステーションなぎのわ	上山市朝日台一丁目5番11号	同 11.1

はな薬局 訪問ふらす店	鶴岡市余慶町6番22号-1F	令和 8. 2. 1
調剤薬局ツルハドラッグ天童糠塚店	天童市糠塚一丁目1番3号	同
べにばな薬局	西村山郡河北町谷地字所岡三丁目2番11号	同

**山形県告示第164号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
はな薬局 鶴岡駅前店  
鶴岡市錦町1番32号
- 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
はな薬局	はな薬局 鶴岡駅前店	令和 8. 2. 1

**山形県告示第165号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
下 島 薬 局	米沢市通町四丁目7番30号	令和 7. 10. 31
あ じ さ い 薬 局	新庄市鉄砲町2番26号	同
御 殿 湯 ひ ふ 科 医 院	上山市御井戸丁3番3号	同 11. 29
米 沢 ク ロ ー バ ー 歯 科 ク リ ニ ッ ク	米沢市春日五丁目2番30-8号	同 11. 30
土 門 歯 科 医 院	酒田市泉町11番23号	同 12. 31
ウ エ ル シ ア 薬 局 東 根 神 町 店	東根市神町北二丁目13番18号	令和 8. 1. 6

**山形県告示第166号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ヘルパーステーションカルム	訪 問 介 護	米沢市東大通一丁目2番34号2	令和 7. 12. 31
南陽市社会福祉協議会訪問介護事業所	訪 問 介 護	南陽市赤湯215番地の2	同
さんゆうデイサービスセンター通りゃんせ	通 所 介 護	米沢市西大通二丁目2番30号	同
小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら鶴岡	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	鶴岡市西新斎町3番10号	令和 8. 3. 31

**山形県告示第167号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 安孫子 常哉  
寒河江市中央工業団地75番地

- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
佐藤 知徳 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和8年3月2日
佐々木 和真 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
土田 裕之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
宮林 清 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山崎 浩 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 長弥 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
工藤 恭裕 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大泉 敏志 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

結城 真人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小野 勇次郎 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
飯田 信之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
今田 竜乃助 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
氏家 俊希 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
矢作 慎吾 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 孝太 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
丹野 友樹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 俊樹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 勇介 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
土田 晋也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
芳賀 剛 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小野 大地 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高子 龍也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
鈴木 雄 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
竹屋 寿一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐藤 侑 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
前田 峻 玄米、大豆、そば	同 左
兼子 浩綺 玄米、大豆、そば	
菊地 成 玄米、小麦、大豆、そば	
遠藤 義之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
鈴木 翔太 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
片桐 駿介 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
亀山 晃輔 玄米、小麦、大豆、そば	同 左

山形県告示第168号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成18年3月28日  
58
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社秋田屋商店  
代表取締役社長 佐藤 昌  
酒田市入船町6番27号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
佐 藤 昌	玄米	国内産農産物に限る。

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成18年3月28日  
65
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社安全安心楽農物産  
代表取締役 佐藤 浩治  
新庄市大字萩野字塩野385番地
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産もみ 国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
佐 藤 浩 治	もみ、玄米	国内産農産物に限る。
笹 昭	もみ、玄米	

**山形県告示第169号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡最上町大字向町地内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和6年12月12日から令和8年2月20日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第170号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
南陽市漆山・池黒地内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和7年7月25日から令和8年2月19日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第171号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
天童市大字山口地内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和7年9月22日から令和8年2月27日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第172号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
村山市大字楯岡地内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和7年9月22日から令和8年2月27日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
-

**山形県告示第173号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡戸沢村大字松坂地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年10月20日から令和8年1月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第174号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
村山市大字大久保地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年10月20日から令和8年2月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（用地測量）

**山形県告示第175号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和8年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字十八才湯沢甲187番7から 同 月布字家迎55番4まで	旧	52.4メートル } 9.6	682メートル
同 上		52.4メートル } 13.5	603メートル
同 上	新	52.4メートル } 13.5	同 上

**山形県告示第176号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 米沢都市計画道路
  - (2) 名称 3・4・5号 石垣町塩井線
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第177号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・2・5号旅籠町八日町線
  - 2 施行者の名称  
山形県
  - 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
  - 4 事業地の所在
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 告示年月日及び番号  
令和8年3月6日 東北地方整備局告示第27号
- 

**山形県告示第178号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
鶴岡市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 鶴岡都市計画下水道事業
    - (2) 名称 鶴岡公共下水道
  - 3 変更の内容  
設計の概要および事業施工期間の変更
  - 4 事業施行期間  
昭和47年11月20日から令和13年3月31日まで
- 

**山形県告示第179号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
長井市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 長井都市計画下水道事業
  - (2) 名称 長井公共下水道
- 3 変更の内容  
事業施行期間及び事業費の変更

4 事業施行期間

昭和52年2月4日から令和13年3月31日まで

山形県告示第180号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域の名称 由良（3）

2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から28号までを順次結んだ線及び標柱1号と28号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
鶴 岡 市		由良二丁目		4 番75	1 号
				4 番88	2 号
				4 番231	3 号
				4 番236	4 号
				4 番251	5 号及び12号
				4 番253	6 号及び7号
				4 番213	8 号
				4 番214	9 号
				4 番218	10号及び11号
				4 番223	13号
				4 番188	14号及び15号
				4 番177	16号
				4 番285	17号
				4 番206	18号
				4 番207	19号
				5 番21	20号
				5 番16	21号

				4番269	22号
				4番13	23号
				4番38	24号
				4番46	25号
				4番63	26号
				4番59	27号
				4番72	28号

**山形県告示第181号**

平成5年3月県告示第336号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第7項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

東置賜郡川西町大字上小松の区域内の土地のうち、次の1点から21点までを順次結んだ線及び1点と21点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	緯 度	経 度
1点	北緯38度00分13秒3607	東経140度02分09秒3549
2点	北緯38度00分13秒4745	東経140度02分08秒0838
3点	北緯38度00分14秒2607	東経140度02分07秒4948
4点	北緯38度00分14秒5711	東経140度02分05秒5780
5点	北緯38度00分13秒7682	東経140度02分04秒8612
6点	北緯38度00分12秒9960	東経140度02分04秒1729
7点	北緯38度00分12秒3365	東経140度02分02秒8866
8点	北緯38度00分12秒8922	東経140度02分01秒6255
9点	北緯38度00分12秒7857	東経140度02分00秒5828
10点	北緯38度00分13秒0540	東経140度01分59秒5935
11点	北緯38度00分13秒4292	東経140度01分59秒7071

12点	北緯38度00分14秒0335	東経140度02分00秒1760
13点	北緯38度00分13秒9090	東経140度02分01秒0542
14点	北緯38度00分14秒3432	東経140度02分01秒5677
15点	北緯38度00分13秒6550	東経140度02分02秒8917
16点	北緯38度00分13秒8510	東経140度02分03秒3183
17点	北緯38度00分14秒4591	東経140度02分03秒9155
18点	北緯38度00分15秒2598	東経140度02分04秒4237
19点	北緯38度00分15秒6557	東経140度02分04秒9212
20点	北緯38度00分15秒5112	東経140度02分08秒3240
21点	北緯38度00分14秒1628	東経140度02分09秒3384

**山形県告示第182号**

平成26年6月県告示第624号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

令和8年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項を次のように改める。

**2 土地の表示**

山形市小立四丁目、大字平清水字府古並びに大字岩波字戸神及び字鬼越の区域内の土地のうち、次の1点から21点までを順次結んだ線及び1点と21点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	緯 度	経 度
1点	北緯38度13分37秒1865	東経140度20分59秒6831
2点	北緯38度13分36秒0979	東経140度21分00秒7849
3点	北緯38度13分34秒4773	東経140度21分00秒1458
4点	北緯38度13分33秒0303	東経140度20分59秒6681
5点	北緯38度13分30秒3775	東経140度20分59秒6018
6点	北緯38度13分27秒5229	東経140度20分58秒9175
7点	北緯38度13分26秒5490	東経140度21分00秒0560
8点	北緯38度13分24秒4357	東経140度21分01秒2093

9点	北緯38度13分24秒1025	東経140度21分03秒3846
10点	北緯38度13分23秒8173	東経140度21分03秒8401
11点	北緯38度13分22秒3993	東経140度21分03秒4523
12点	北緯38度13分23秒8336	東経140度21分01秒0491
13点	北緯38度13分24秒6129	東経140度20分59秒4849
14点	北緯38度13分25秒2353	東経140度20分57秒9102
15点	北緯38度13分26秒5157	東経140度20分55秒4524
16点	北緯38度13分27秒1099	東経140度20分54秒3808
17点	北緯38度13分30秒8475	東経140度20分52秒8994
18点	北緯38度13分33秒0139	東経140度20分54秒9862
19点	北緯38度13分33秒7577	東経140度20分54秒5984
20点	北緯38度13分35秒2865	東経140度20分56秒1920
21点	北緯38度13分35秒1390	東経140度20分57秒1353

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

令和8年3月13日

山形県教育委員会  
教育長 須 貝 英 彦

- 1 招集の日時 令和8年3月17日（火） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期プラン）の策定について
  - (2) 県立高校未来創造ビジョンの策定について
  - (3) 山形県教員指標の一部改正について
  - (4) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定について
  - (5) 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則の設定について
  - (6) 山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (7) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

- (8) 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (9) 教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (10) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
- (11) 教育委員会職員の人事について
- (12) 教職員の人事について

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 柴 田 曜 子

#### 山形県公安委員会規則第3号

##### 山形県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

山形県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年5月県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「16,500円」を「17,100円」に改める。

第5条第1項中「記載した書面を提出して」を「書面その他の方法により」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和8年3月13日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
とがししげとも後援会	富 樫 繁 朋	富 樫 カネ井	鶴岡市東原町3番10号	令和 7. 7. 18
ガンバリーニ杏子後援会	ガンバリーニ杏子	ガンバリーニ杏子	酒田市二番町9番17号 2F	同 8. 7
いとうまいこ後援会	佐 藤 麻衣子	佐 藤 麻衣子	鶴岡市覚岸寺字水上155番10号	同 8. 13
竹内ひでかず後援会	加 藤 勝	加 藤 重 弥	鶴岡市三瀬字殿田379番地1	同 8. 20
未来をひらく喜多恒介鶴岡後援会	喜 多 恒 介	喜 多 恒 介	鶴岡市荒俣仲川原81番の1	同 8. 27
あじまともこ後援会	長 岡 太 郎	安 島 朋 子	鶴岡市荒井京田字荒田248-1	同 9. 8

鶴岡から日本の未来をひらく会	藤井隆太	藤井隆太	鶴岡市新形町16-37	同 9.17
北山たけのりサポーターズ	北山武徳	北山武徳	鶴岡市藤島字西細杖1番地2	同 9.18
半田大介後援会	半田大介	半田大介	天童市南町二丁目14番6号	同 10.10

山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和8年3月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党川西支部	船山現人	会計責任者の氏名	奥村政秋	大木真史	令和 7.8.25
自由民主党東根市支部	高橋弓嗣	代表者の氏名	高橋弓嗣	清野忠利	同 9.13
		会計責任者の氏名	福永邦幸	東海林克彦	
参政党山形第2支部	遠藤和史	代表者の氏名	遠藤和史	大塚栄一	同 9.24
参政党山形第3支部	清水香名子	主たる事務所の所在地	鶴岡市西茅原町12-18 市宮ちわら住宅1号棟 108号室	酒田市西野町4番27号	同 9.30
		代表者の氏名	清水香名子	山崎侑斗	
		会計責任者の氏名	高橋悟郎	高橋孝一郎	
自由民主党真室川町支部	菅原道雄	会計責任者の氏名	高橋秀則	小松健弥	同 10.1
立憲民主党山形県第1区総支部	原田和広	主たる事務所の所在地	山形市落合町826-1	山形市鈴川町2-3-1	同 11.4
参政党山形第1支部	佐藤友昭	代表者の氏名	佐藤友昭	安宅泰	同 11.14

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
康志会	清野康隆	主たる事務所の所在地	東根市中央3丁目10-14	東根市中央1丁目12-22	令和 6.1.1
全国旅館政治連盟山形県支部	山口敦史	代表者の氏名	山口敦史	佐藤信幸	同 7.6.1

税理士による遠藤利明後援会	浦山善太	主たる事務所の所在地	山形市木の実町8番32号	山形市あこや町1丁目15番5号	同 7.12
		代表者の氏名	浦山善太	川合賢助	
佐藤文一を応援する会	田澤雅宏	主たる事務所の所在地	新庄市小田島町7-53	新庄市本町3-51	同 8.1
工藤博後援会	佐藤忠明	代表者の氏名	佐藤忠明	佐藤正幸	同 8.30
山形県歯科衛生士連盟	吉田裕子	会計責任者の氏名	山田あい	志鎌みな子	同 9.1
小松健弥後援会	小松健弥	会計責任者の氏名	佐藤敬士	山田雅明	同 9.19
		主たる事務所の所在地	最上郡真室川町大字平岡1707番地1	最上郡真室川町大字大沢3612	同 11.1
			最上郡真室川町大字大沢3612	最上郡真室川町大字平岡1707番地1	同 11.18
佐藤よしのり後援会	根岸捷彦	代表者の氏名	根岸捷彦	佐藤喜紀	同 9.29
西野桂一後援会	西野桂一	主たる事務所の所在地	最上郡鮭川村大字京塚1115番	最上郡鮭川村大字京塚3020番地	同 10.13
石黒さとのり後援会	石黒覚	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	同 11.4
伊藤きんや後援会	五十嵐直太郎	代表者の氏名	五十嵐直太郎	齋藤廣一	同 11.18
山木よしあき後援会	山木芳治	会計責任者の氏名	富樫良子	山木富之	同 11.19
佐藤孝一後援会	佐藤孝一	会計責任者の氏名	三浦寛	松田孝	同 11.28
神村建二町政研究会	武内悦男	会計責任者の氏名	神村容子	大友薫	同 12.20

山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和8年3月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県自動車整備支部	小関真一	令和7.11.30

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
天童未来・市民ネットワーク	吉田 隆	令和 7. 8. 31
米沢未来塾	遠藤 博子	令和 7. 9. 3
秋葉雄後援会雄友くらぶ	秋葉 雄	令和 7. 10. 9
あじまともこ後援会	長岡 太郎	令和 7. 10. 31
神村建二町政研究会	武内 悦男	令和 7. 12. 23

山形県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和8年3月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷 真生

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
富 樫 繁 朋	鶴岡市議会議員	とがししげとも後援会	鶴岡市東原町3番10号	令和 7. 7. 18
ガンバリーニ杏子	酒田市議会議員	ガンバリーニ杏子後援会	酒田市二番町9番17号 2F	同 8. 7
北 山 武 徳	鶴岡市議会議員	北山たけのりサポーターズ	鶴岡市藤島字西細杖1番地2	同 9. 18

山形県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和8年3月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷 真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
佐 藤 喜 紀	佐藤よしのり後援会	令和 7. 9. 29
秋 葉 雄	秋葉雄後援会雄友くらぶ	令和 7. 10. 9
石 黒 覚	石黒さとのり後援会	令和 7. 11. 4

山形県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和8年3月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
西 野 桂 一	西野桂一後援会	主たる事務所の所在地	最上郡鮭川村大字京塚1115番	最上郡鮭川村大字京塚3020番地	令和 7.10.13

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、水道用ポリ塩化アルミニウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なおこの入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年3月13日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 酒田市中野俣字赤田沢6 山形県企業局酒田電気水道事務所
- (2) 日時 令和8年4月22日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 647,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間及び納入方法  
契約締結日から令和9年3月31日までの間において、指定する日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所  
イ 酒田電気水道事務所 平田浄水場 酒田市中野俣字赤田沢6  
ロ 酒田電気水道事務所 遊摺部浄水場 酒田市遊摺部字南五丁野392

(5) 入札方法

1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）  
イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

##### (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

酒田市中野保字赤田沢6 山形県企業局酒田電気水道事務所 庶務係  
電話番号0234(61)9720

##### (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県企業局酒田電気水道事務所

で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金 免除する。

##### (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。）第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規程第129条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

##### (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年3月27日（金）午前10時までに山形県企業局酒田電気水道事務所庶務係に提出すること。

##### (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

##### (3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。

##### (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

##### (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

##### (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Poly aluminium chloride for drinking water treatment 647,000 kg

##### (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 22, 2026

##### (3) Contact point for the notice: Sakata Electricity and Water Office, Public Enterprise Agency, Yamagata Prefectural Government, 6 Akatazawa, Nakanomata, Sakata-shi, Yamagata-ken 999-6727 Japan TEL 0234(61)9720

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年3月13日

山形県立中央病院長 鈴木 克典

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立中央病院感染性廃棄物収集運搬業務及び処分業務委託 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院事務部総務課 山形市大字青柳1800番地
- 3 落札者を決定した日 令和7年4月2日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社エコリレーション 上市市宮脇字山岸237番地
- 5 落札金額  
 収集運搬  
 ポリ容器黄ハザードマーク（20リットル） 880円／個  
 ポリ容器（34.1リットル） 660円／個  
 ポリ容器黄ハザードマーク（50リットル） 1,320円／個  
 ポリ容器赤ハザードマーク（20リットル） 935円／個  
 ポリ容器赤ハザードマーク（50リットル） 1,375円／個  
 段ボール箱（50リットル） 605円／個  
 段ボール箱（80リットル） 627円／個  
 処分  
 ポリ容器黄ハザードマーク（20リットル） 550円／個  
 ポリ容器（34.1リットル） 649円／個  
 ポリ容器黄ハザードマーク（50リットル） 748円／個  
 ポリ容器赤ハザードマーク（20リットル） 583円／個  
 ポリ容器赤ハザードマーク（50リットル） 792円／個  
 段ボール箱（50リットル） 583円／個  
 段ボール箱（80リットル） 594円／個
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年2月21日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成13. 4. 1	号外 (32)	3	4	所属長	所属所
令和 7. 9. 26	第642号	981	10	玄米、小麦、大豆、そば	玄米、大豆

令和8年3月13日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年3月13日発行 発行人 山形県